２０１３年１０月１８日発行

村尾光子の
下野(しもつけ)市議会報告

(第32号)



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成25年第3回定例会(8月28日～9月19日)の報告です。

もくじ

《審議事項》
○議員提案議案 (3件)
・議会基本条例の制定 ・市議会議員定数条例の一部改正 ・市議会委員会条例の一部改正
○諮問 (4件)
・人権擁護委員の候補者の推薦（中川賢一･布袋田正孝･津野田久江･永山登志子の4氏）
○同意 (6件)
・政治倫理審査会委員の選任（市村充章･田中民樹子･大久保芳雄･鈴木 勇･遠藤孝夫･小平 勲の6氏）
○報告 (6件)
・H24年度下野市継続費精算報告書
・H24年度健全化判断比率及び資金不足比率
・H24年度下野市出資団体の経営状況の説明書
（公財）下野市農業公社･（株）道の駅しもつけ･（一財）グリムの里いしばし
○決算認定 (11件)
・H24年度一般会計･9特別会計･水道事業会計
○H25年度会計補正予算 (10件)
○H24年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分
○条例改正 (1件)
・市営住宅管理条例の一部改正
○陳情 (2件)
・「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情
⟹ 不採択
・地方税財源の充実確保を求める意見書提出を求める陳情 ⟹ 採択、意見書提出

■一般質問 ： ６議員が質しました。

H25年第4回定例会は12月4日（水）開会予定です。

酷暑をしのいだ後の爽やかな秋空は、実に気持ちが良いですね。皆様、お元気でしょうか。

決算議会は、決算認定だけではなく、その結果の補正予算案審議、出資団体の経営状況説明など報告案件もあります。目を通すべき資料が多く、消化不良気味でした。

議会改革を進めています。

その一環で、第 3 回定例会での一般質問の動画配信を始めました。市ホームページにアクセスできる方は、ぜひご覧ください。自分の映像を見るのは気恥ずかしいものですが、より適切な質問の仕方を学ぶテキストになりそうです。

また、11 月 9 日(土)午後には国分寺公民館にて第 1 回市議会主催議会報告会が開催されます。今回は常任委員会毎に役割分担して、報告内容について協議･検討しているところです。ぜひおでかけください。意見を伺う場でもあります。

思い切ってドイツ･スタディツアーに参加しました。盛りだくさんな内容で、お伝えしたいこと沢山あります。ページが多くなって恐縮ですが、2 回に分けて報告します。

議会報告と意見交換会
& ドイツ･スタディツアー報告

１１月２日（土）13:30～15:30
グリーンタウン･ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 研修室
報告 ： 村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

■議会改革調査特別委員会報告

2010年9月に設置された特別委員会は、諮問事項すべての調査が終了し、特別委員会は終結した。

①～③は既に実施されており、議会基本条例と議員定数については、今定例会にて議員提案により議決した。

《調査結果》

①傍聴者への一般質問通告書配布について

通告書写しは配布せず、従来通り質問者・質問項目一覧表のみ配布する。

②行政視察の復命について

研修前に委員会にて研修内容を検討し、研修後に執行部と協議する。委員長は報告書を作成し本会議で報告。

③各種審議会・委員会への委員選出方法・報酬のあり方

議員として選任されている審議会等の報酬は、監査委員を除き無報酬とする。報酬条例を改正した。
（H24年第1回定例会、議員発議）
農業公社、社会福祉協議会も同様とするよう通知した。
国民健康保険運営協議会委員の選任は、各常任委員会から1名ずつ選出するとした。

④市民からの意見聴取と市民への議会活動報告

議会基本条例で規定する議会報告会として実施する。

⑤議会基本条例について：制定する。

⑥議員定数と報酬

次期改選時より3名削減し、18名とする。
報酬は現状維持とする。

⑦本会議の録画放映について

一般質問の録画をインターネットにより配信する。
（H25年第3回定例会から）

■議会基本条例を制定

市民説明会（6月29日）、パブリックコメントを経て制定に至った。（施行H25年10月1日から）

当然のことを明文化しただけのようだが、市民からの信頼を回復するため、改めて決意表明し実践するもの。

前文：「・・・議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、活動原則を定め、その理念に基づく規定を遵守することにより、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会となるよう、」この条例を制定する。

目的：分権時代にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して暮らし、幸せを実感できるまちづくりの実現に寄与する

議会報告会：実施する。

議決事件の拡大：総合計画基本構想と基本計画

市長等の反問権：明記しない

危機管理：大規模災害時の協議・調整組織設置

議会基本条例の議決事件の拡大・反問権・議会報告会が注目されてる。下野市議会は反問権は付与しない。問い返されて議員が答えに窮することを避けた（！）。

■議員定数3人削減、18人に

常任委員会の委員定数も6人に　次期改選から

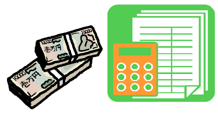
議会改革調査特別委員会で検討した結果、現状維持との意見もあったが、多数決で削減することとなった。

特別委員会の一員として協議に参加していたが、多様な意見を反映するためには議員は多い方が良いと考え、削減案は認めがたく、反対討論をして賛成しなかった。

本会議での反対者は私のみであった。

議員定数18人としたことに伴い、3常任委員会の委員定数もそれぞれ6人とした。

■ H25年度会計補正予算



《一般会計》

9億7697万円追加、予算総額 220億4047万円に

【主な歳入】

○地方交付税　3,801万円

額確定。今年度は合併特例債償還分 5億3700万円、臨時財政特例債償還分4億8700万円が算入されている。税収が約2億円増収見込みなので、地方交付税はトータルで前年より減額となる。

○農業環境改善センター使用料　63万円

6月よりうどん屋出店

○国庫補助金　1,142万円

○県補助金　7,933万円

○特別会計繰入金　1億7323万円

各会計決算により一般会計負担金分の剰余金を戻す

○前年度繰越金　6億1203万円

○市債　4,570万円

合併特例債 4090万円、緊急防災・減債事業債 480万円

【主な歳出】

○財政調整基金積立金　2億5800万円

○南河内庁舎周辺整備事業（H25,26年度事業）　1億2778万円

駐車場整備事業（車庫改修・受電施設移設・庁舎解体工事実施設計 3,800万円、情報ｼｽﾃﾑ関連機器移設 8,794万円、計測震度計移設 173万円

今年度は庁舎内に残されている書類を整理し、車庫1階を改修して設置する書庫に移動、情報ｼｽﾃﾑをコンテナ型データセンターを設置して移設、公民館会議室改修。

H26年度に解体して駐車場整備、事業費1億0500万円

○コミュニティ助成事業　500万円

国分寺中央：盆踊り用備品・会議室椅子 250万円
東方台地：アルミテント・テーブル・椅子 250万円

○庁舎建設事業　632万円

国道4号線引継図書作成委託 240万円、資材単価特別調査・外構工事総合施工監理委託 339万円、他

○地域密着型特養老人ホーム補助金　5,800万円

H24年度同様の補助額400万円/床となったため追加

○きらら館周辺にﾀｰｹﾞｯﾄﾊﾞｰﾄﾞｺﾞﾙﾌ場整地　165万円

石橋病院移転のため、旧石橋中校庭から移転する

○ゆうゆう館露天風呂用脱衣ﾛｯｶｰ増設　237万円

○不妊治療補助金増額　380万円

○心の健康づくり自殺対策事業講演会等　97万円
○南河内地区土地改良区合併支援補助金　150万円
○江川・五千石土地改良区農道整備補助　2,382万円
○社会科副読本印刷(小学3年用)　202万円
○理科・算数教育教材整備(小中全校)　900万円
○細谷小体育館耐震補強実施設計委託費　492万円
○吉田西小屋上補修　440万円
○石橋公民館耐震診断・実施設計委託費　797万円
○南河内・国分寺テニスコート補修　215万円
○市債繰上償還　4億3250万円

栃木県振興協会資金宝くじ運用分、保証金免除。繰上償還により1,760万円の負担軽減になる。

《国民健康保険特別会計》

1億4240万円を追加、予算総額 56億8848万円に

【主な歳入】

○国庫負担金・補助金額確定　△4284万円
○療養給付費交付金現年度追加分　1138万円

退職者医療制度(ｻﾗﾘｰﾏﾝの期間が20年以上の退職者で64歳までの国保加入者の医療費について、被用者保険が市町村国保に拠出して負担する)に基づいた交付。後期高齢者制度創設に伴い廃止された。経過措置としてH26年度までに退職した人が65歳に達するまで(概ねH31年度まで)は存続する。H27年度より段階的に減額され(年間約8000万円の減額)、H32年度には0に。

○前期高齢者交付金(現年度・過年度分)　1億4725万円

前期高齢者(65歳～74歳、75歳以上は後期高齢者医療制度へ移行)**医療費**は市町村国保と被用者保険の制度間不均衡を調整するため、75歳未満の加入者数に応じて負担するので国保保険者として納付するが、調整結果の交付金がある。前年度に遡っての精算があるので、予算編成時には、予測困難な部分がある。

○基金繰入金　△1億0500万円

当初予算では基金から2億6500万円の繰入れだったが、決算により前年度繰越金増、前期高齢者交付金追加交付があり、減額した。基金現在高は6億6605万円に。

○前年度繰越金　1億2947万円

【主な歳出】

○後期高齢者支援金負担金　8062万円
○介護納付金(2号被保険者分)　1692万円
○療養給付費償還金(過年度分の精算)　5864万円
○一般会計へ操出金(精算)　1555万円

《H25年度加入世帯状況》　国保運営協議会資料から作成

加入世帯 8,192世帯、被保険者数 15,253人

世帯人数		所得階層(控除後の所得額)	
1人	47.1％	200万円以下	71.8％
2人	33.1％	201～300万円	12.3％
3人	11.0％	301～400万円	5.2％
4人	5.1％	401～500万円	2.5％
5人以上	3.5％	501万円以上	5.6％

所得額300万円以下、単身又は2人世帯が大部分を占める。36.9％の世帯が保険税の所得割軽減対象。

■株式会社道の駅しもつけの経営状況

(H24年度　経営状況報告書から)

《実績》	H24年度	H23年
売上げ(税抜)	13億7345万円	14億6141万円
レジ通過者人数	109万2千人	119万5千人
施設利用者	250万7千人	270万1千人

今期	経常利益金額	1695万円
	純利益	302万円
	利益剰余金残高	3769万円
取組	・ATM設置 ・クレジットカード利用可、ポイント付与	

《今後の対処すべき課題》

(1)新規展開及び展開内容見直しプラン

①店舗増床、屋外休憩施設の移設、②伊澤いちご園カフェ店舗増床、③市内特産品(加工品)ｺｰﾅｰ展開強化、④漬魚ｺｰﾅｰ常設、⑤農産物ｺｰﾅｰ拡大、⑥飲料ｺｰﾅｰ拡大

(2)その他の取組プラン

①駐車場ライン引き直し(普通乗用車用に転換)、②私服警備員設置、③接客研修(接客覆面調査実施)

2年目は売上げがやや落ち込んだものの、全国でもトップクラスを維持とのこと。今年7月7日には、23Km²南の新4号線沿いに「道の駅まくらがの里 こが」がオープンした。競争は激化している。市有施設なので、鮎の塩焼きなどの売場拡張の予算は市会計に計上済み。

■「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情は不採択に

第2回定例会において教育福祉常任委員会で継続審査となっていた表記の陳情は、常任委員会審査の結果、不採択、本会議でも不採択となった。

本会議での表決では7議員が採択すべきであった。

《陳情趣旨》

国に対して以下のことを求める意見書を提出する。

・国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。

・新たな教職員定数改善計画をつくって計画的に教職員を増やすこと。

【賛成討論】陳情は採択すべきもの：磯辺議員

賛成者：高橋・吉田・小谷野・野田・目黒・村尾の各議員

【反対討論】石田議員

国ではH24年度までに、学級編成の標準を小1 35人、小2～中3 40人とし、24年度には小2の36人以上学級解消とともに加配定数措置等の改善策を講じている。同9月には「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案(H25～29年)」を策定し公表している。これは小3～中3までの35人以下学級の実現はじめ個別教育課題への対応を推進する内容だ。残念ながら、政権交代のためか、未だに「案」のままだ。計画決定させるためにも採択すべきと思う。残念！

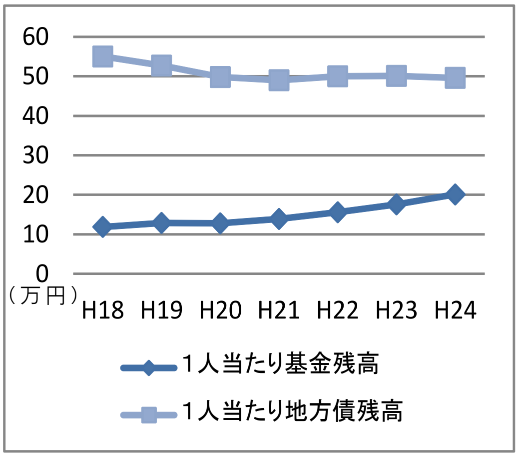
■H24年度会計決算状況　～健全財政は維持できた～

《歳出決算額と地方債･基金現在高》

(億円)	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
普通会計歳出合計額	330.6	317.1	316.0	309.5	307.4	328.9	319.7
うち一般会計歳出決算額	214.6	208.6	207.8	202.5	188.1	187.4	186.8
市税収入額	91.2	91.3	89.2	91.2	93.4	92.6	85.9
歳入に占める割合　%	40.0	41.0	40.6	42.7	47.2	46.8	42.8
普通会計起債残高合計	298.0	298.5	297.4	291.9	297.0	314.4	327.9
市民1人当たりの額(万円)	49.6	50.1	50.0	49.0	49.8	52.7	55.0
各基金残高合計	120.6	104.8	92.8	82.9	76.3	77.1	71.3
市民1人当たりの額(万円)	20.1	17.6	15.6	13.9	12.8	12.9	11.9

(水道会計は未算入。H24 年度末は企業債残高:25 億 3202 万円、積立金:4 億 4310 万円、決算未処分利益剰余金 1 億 5266 万円。)

将来に備え積極的に基金積立に取り組んでいる。



～地方債･基金 H24年度中の増減～

地方債償還額 **268,818** 万円、発行額 **261,720** 万円
基金積立金　**176,399** 万円、取崩額 **19,011** 万円

《市税･国保税徴収状況》

(単位:万円)	市税 H24 年度	市税 H23 年度	市税 H22 年度	国民健康保険税 H24 年度	国民健康保険税 H23 年度	国民健康保険税 H22 年度
収入額	91 億 2396	91 億 3383	89 億 2477	14 億 7886	14 億 8049	15 億 9273
徴収率(%)	93.9(98.5)	93.5(98.3)	93.5(98.3)	72.7(90.8)	71.8(90.3)	73.0(89.5)
滞納額	5 億 4271	5 億 9310	5 億 9555	5 億 1496	5 億 4183	5 億 6216
不能欠損額	4518	4132	2545	4055	4024	2625

＊徴収率は滞納分を含む値。( )内は現年度分のみの徴収率。

《歳入に占める税収の割合》

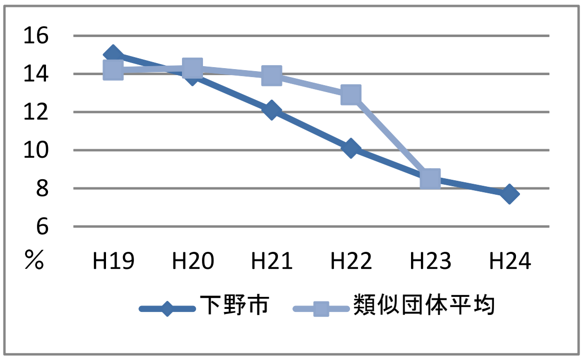
	一般会計	国･保
H24	40.0 %	25.1 %
H23	40.9	26.2
H22	40.6	28.5
H21	42.7	30.5
H20	47.2	30.6

＊徴収率向上に努力しているにも拘わらず、収入に占める税の割合は減少傾向。

《財政健全化指標》：黒字は負の値となり､｢－｣と表記。H24 年度は一段と“財政健全化”が進んだ。

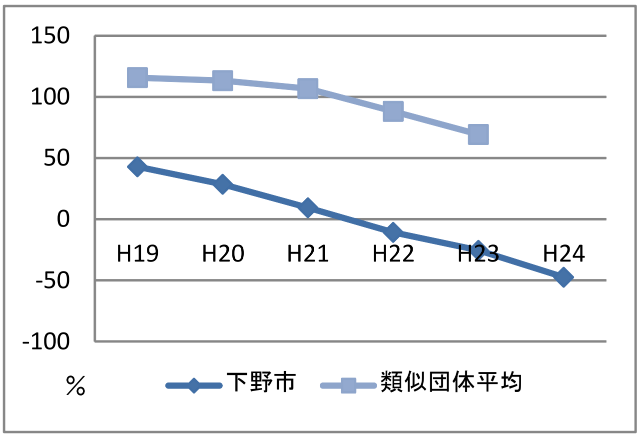
	H24 年度	H23 年度	H22 年度	H21 年度	H20 年度	H19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－(-8.05 %)	－(－9.21 %)	－(-7.65 %)	－(- 6.77 %)	－(-6.77 %)	－(-7.39 %)	12.89
連結実質赤字比率	－(-18.73 %)	－(-20.80 %)	－(-18.78 %)	－(-18.27 %)	－(-19.49 %)	－(23.16 %)	17.89
実質公債費比率	7.7%	8.5%	10.1%	12.1%	13.9%	15.0%	25.0
将来負担比率	－(-47.5%)	－(-25.5%)	－(-10.8%)	9.3%	28.5%	42.8%	350.0

《実質公債費比率》
借入金返済額の標準財政規模に対する割合



H23 年度より学校耐震補強･大規模改修､道の駅建設の合併特例債償還が始まり元利償還金が増加したが､合併特例債償還に伴う地方交付税算入額も増えている。

《将来負担比率》借入金の標準財政規模に対する割合



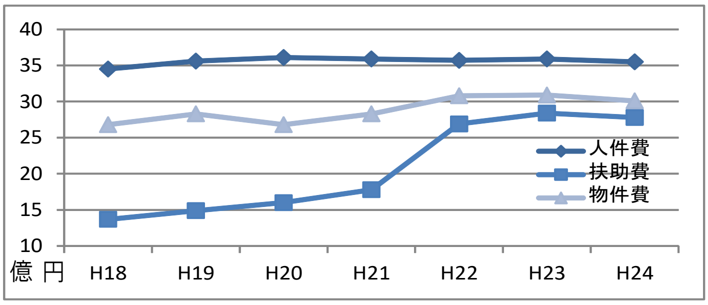
H24 年度も繰上償還して､基金積立てに努力した。県内 **1** 位。**25** 年度も繰上償還する。**H22** 、**23** 年度は類似団体中 **1** 位。

《一般会計財政指標》　標準財政規模：138億0547万円(制度的に与えられた経常一般財源の額)

	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18	備　考
財政力指数	0.800	0.817	0.834	0.855	0.864	0.845	0.826	1に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	84.1	83.0	84.1	85.8	85.4	88.3	87.8	75%以上は注意
実質収支比率(%)	8.0	9.2	7.7	6.8	6.5	7.4	9.0	3.0～10.0%が標準
経常一般財源比率	93.3	93.7	90.3	93.2	96.9	96.6	87.8	100を超える度合いが高いほどよい
一般財源の構成比(%)	72.6	73.9	72.0	75.3	82.0	80.3	76.8	歳入に占める一般財源の割合
投資的経費構成比(%)	15.4	12.7	16.0	14.8	15.0	13.7	11.4	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	40.8	42.0	40.2	38.3	39.7	39.7	38.8	低い方が良い
公債費負担比率(%)	15.4	14.3	13.4	14.7	12.7	12.6	16.4	15%までが健全
起債制限比率(%)	7.1	7.2	7.8	9.0	10.3	11.3	12.8	15～20%:要注意

《気になる歳出、人件費･扶助費･物件費の動向》

	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	H18年度
歳出総額	214億6867	208億6474	207億8515	202億5217	188億1154	187億4164	186億8493
人件費(給与･報酬)	35億5446	35億9667	35億7814	35億9402	36億1955	35億6175	34億5720
扶助費(生･保･子ども手当自立支援･医療費助成等)	27億7918	28億4136	26億9308	17億8799	16億0854	14億9248	13億7367
物件費(賃金･委託費等)	30億1470	30億9819	30億8096	28億3559	26億8892	28億3327	26億8887



人件費：歳出総額の16.6%、前年度より4221万円の減額となった。(議会議員共済組合負担金2725万円、一般職退職手当負担金1069万円の減等)

扶助費：歳出総額の12.9%、子ども手当･児童手当の減額による。(政権交代による制度変更)

物件費：歳出総額の14.0%、業務委託削減に取り組んだが、事業終了に因るものが大きい。

■各会計決算
(単位：万円)

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	基金から	会計別地方債残高 H22年度末	全体割合
一般会計	227億7164	214億6867	1億9089	1億6724	3843	192億1574	59.4%
国民健康保険	58億9133	56億1185	0	2億8320	1億3000	―	
後期高齢者医療保険	4億7117	4億6578	0	9337	―	―	
介護保険(保険事業)	29億8237	28億8102	0	4億5806	2165	―	
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	598	472	0	―	―	―	
公共下水道事業	16億6216	15億8573	360	5億0707	―	74億8095	23.1%
農業集落排水事業	4億9505	4億7416	0	3億7862	―	30億2687	9.3%
下古山区画整理事業	3762	3750	0	3252	―	5998	0.18%
石橋駅周辺区画整理事業	3197	1342	0	2937	―	1161	0.035%
仁良川地区区画整理事業	5億8284	5億2245	3408	2億9395	―	1279	0.039%
水道事業収益的収支	8億5411	6億7630	当年度純利益	1億5047			
資本的収支	1億6819	6億3115	差引不足額	4億6295	―	25億3202	7.82%
					地方債合計	323億3998	100%

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

※不足額は留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填

《主な基金現在高》
(単位：万円)

	H24年度末	H23年度末		H24年度末	H23年度末
財政調整基金	23億2588	20億2404	地域づくり事業推進基金	4億4565	4億4064
減債基金	29億0813	17億7481	地域福祉基金	4億3610	4億3487
庁舎等整備基金	15億3493	15億4364	保健福祉施設整備基金	4億4729	4億4723
公共施設整備基金	5億4618	5億4657	土地開発基金(現金)	6億7824	6億1910
地域振興基金	15億7743	15億5088	国保財政調整基金	8億2605	7億8549

合　計　**H24年度末 120億6495万円**(H23年度末 104億8907万円)

＊地方債等償還に充当可能基金は財政調整基金･減債基金･庁舎等整備基金など93億8299万円

村尾光子の

一般質問



企業誘導指針を策定されたい

下野市として積極的に立地を推進する産業（業種）及び誘導策を明確にし、計画的に取り組まれたい。

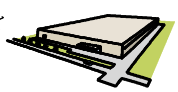
【広瀬市長】 市内には 6 箇所の工業団地があり、製造業 21 、倉庫業 3 、その他の業種 6 の事業所が立地している。分譲率は 100 %だが、未利用地は柴・石橋第一・下坪山の各工業団地に 1 箇所ずつある。工業団地以外の工業専用地域、準工業地域にも 10 箇所の未利用地があり、いずれも民間所有となっている。

H23 年度から栃木県東京事務所に企業誘致・県産品販売推進本部が設置され、専門担当者が積極的な企業誘致活動を展開しているので、下野市内の未利用地情報を提供している。近年では、未利用地となっていた柴工業団地内に倉庫業 1 事業所、石橋第三工業団地内に運送業 1 事業所が新たに立地した。

今後の政府の経済産業活性化政策を踏まえ、中長期的な視点で総合的な産業政策に取り組むため、本市が目指す産業振興の方向性を掲げた産業振興計画の策定が必要と考えている。

策定に際しては、県の新栃木産業プラン等を踏まえ、企業間の相互交流、市内産業の活性化方策等について、県・地域経済団体・市民・市内事業者等と連携し、各方面からの意見を取り入れる。計画の中で、本市の発展にとって望ましい産業、誘導すべき業種などを示した企業誘導方針についても検討する。

下野市の企業誘致の考え方：大学病院や医療機関が充実している特徴を活かして、医療と工業の連携による製品開発等が期待できるので、医療機器産業も重視すべき業種だ。また、製造業は雇用機会の創出、付加価値の増大等が期待できる。県の重点産業分野を基本として検討したい。



（再質問）産業振興計画策定委員の選任方法、計画策定のタイムスケジュールはどのようか。

【落合産業振興部長】 委員には農業・商業・工業各分野の団体代表者、専門性のある大学教授、一般公募委員を考えている。計画は H26 、27 年度でまとめたい。

工業団地、工業専用・準工業地域のすべてが民有地になっている現状では、手遅れと感じるところもある。工業団地を造成したのに、なぜ今まで企業誘致指針が無かったのだろうか。

未利用地があるなら、これからでも遅くは無い。下野市が歓迎する業種を積極的にアピールすることで、産業廃棄物中間処理施設等、公害発生が懸念される業種のへの消極的進出抑制策としても期待できると思う。

樹木葬など 永代供養墓地の整備を求める

近年核家族化が進み、墓地のニーズは高まっているが、継承者の確保が困難なため、永代供養墓地を求める声もある。市立霊園に樹木葬などの永代供養の区画を整備できないか。

【広瀬市長】 現在、市は H23 年度より石橋地区にすがた川霊園墓地（総区画数 832 、墓石型 300 区画・芝生型 532 区画）の整備を進めており、H25 年度末までに 552 区画が完成する予定である。残りの 280 区画については、当面は墓地使用者の駐車場として活用し、今後の墓地需要の動向を踏まえて整備する。

近年、高齢者単身世帯の増加、核家族化、少子化の進展により継承者の確保が困難となり、さらに、子どもを持たない夫婦や未婚者の増加、離婚率の上昇など家族観が変化しており、継承者を必要としない墓地も求められている。墓地のあり方も多様化している。

継承を前提としない墓地の一つの形態として、樹木等を墓標とする永代墓地が造られている。家族観の変化に加え、墓地不足や無縁化が進んでいる首都圏を中心に関心が高いが、自治体が整備しているのは東京都と横浜市で、まだ少ない。栃木県内では民営墓地で数カ所在るが、自治体整備の例は無い。

本市でも将来は様々な墓地ニーズが生じると考えられるので、樹木型墓地等の永代墓地の必要性や整備について、研究したい。



（再質問）整備中のすがた川霊園の一角を樹木葬区画として整備することはできないか。

【広瀬市長】 すがた川霊園は希望者への充足などを見ながら随時整備していく。すがた川霊園はじめ市営墓地は、墓石型または芝生型の様式を考慮した設計となっているので、樹木型とすることが可能かどうかも含めて調査・検討する。

質問の2, 3日前、ＮＨＫテレビで東京都が整備した「都立小平霊園樹林墓地」について報道された。募集には10倍以上の申込みがあり、抽選模様も放映された。市長も視聴したとのこと、提案趣旨は充分に理解されたと思う。

現在、整備中のすがた川霊園に実現の可能性がありそうだ。利用希望状況を見ながら施工を進め、H26年度には280基分が未整備で残る。そこに、樹木葬・樹林墓地としての区画整備を求めた。直ちには無理だろうが、形はいずれにせよ、永代供養墓地のニーズは高い。公営墓地である以上、様々な要望に応えて、安らかに

自然に還りたい、という願いも叶えてほしい。
　市営墓地は6箇所あり、H25年4月現在で総数1,524区画が整備されている。かろうと（石室）が無い墓地もあるが、いずれも墓石型区画で、すがた川霊園にのみ芝生型区画も併設。これらのうち372区画が未契約となっている（H24年度末）。
　（市広報10月号に募集案内が掲載されています。）
　今年度は、すがた川霊園の第2期工事として300区画の工事費が予算化されている。市長答弁から推計すると実際に整備するのは予定の半分弱の126区画のようで、まさに使用契約の状況を見ながらの整備だ。
　市民はどんな形態の墓地を希望しているのか、ニーズ調査の実施も求めた。





すがた川霊園墓地
第2期工事が始まるが
予定の半分規模

《都立小平霊園　樹林墓地》

　既存の都立霊園を活用しながら樹林墓地を整備。樹林の下に共同埋蔵施設を設け、直接土に触れる形で遺骨を埋蔵する。

【施設概要】

・墓所の規模：面積 834m²　埋蔵予定数 10,700 体
　　　　　　　共同埋蔵施設 27 基
・設置施設　：墓所、献花台、参拝広場など
・墓所内の樹木：コブシ、ヤマボウシ、ナツツバキ、
　　　　　　　ネムノキ、イロハモミジ

【使用料（貸付時1回限り）】

　遺骨 1 体 134,000 円、粉状遺骨 1 体 44,000 円
　（毎年の管理料はかからない。）

《樹木墓地》

　樹林墓地に隣接して樹木墓地を整備中で、H26 年度に募集開始予定。シンボルとなる樹木の周辺に遺骨を個別に 30 年間埋蔵した後、共同埋蔵する。

（東京都 HP から）

～議員全員協議会（9 月 19 日）から～

■新庁舎建築工事費は 13 ～ 15 ％増加の見込み

　本年 7 月、実施設計に基づく概算事業費を積算したところ、H24 年 4 月における予定額から大幅な増額になると報告された。人件費の高騰、消費税税率改正、実施設計上の新たな検討結果による。11 月に臨時議会を開いて、事業費変更を審議する予定。

《事業費増加の要因》

具体的内容	増加額（増加率）
建設人件費の高騰 「公共工事設計労務単価」の上昇 全国平均 約 15.1 ％ 栃木県　約 18 ％	34,000 万円 （7 ～ 9 ％）
消費税税率改正　5 ％→ 8 ％ ＊ **H25 年 10 月 1 日から経過措置 8 ％**	12,000 万円 （3 ％）
実施設計での具体的検討 ①維持管理費の軽減を図るため 地中熱利用の空調熱源の採用 環境省補助金活用 （事業費 約 3000 万円増） ②柱間を長くする長スパン構造の採用（事業費 約 3,000 万円増） ③消防設備の追加 消防当局の指導に基づき付属棟に泡式消火設備設置 （事業費 約 3,000 万円増）	9,000 万円 （3 ％）
全　　体	約 55,000 万円 （13 ～ 15 ％）

《事業費にかかる財源計画》　（単位：万円）

	建築工事	H25 年度当初予算	実施設計概算事業費	増加額
		396,060	451,000	54,940
財源	国庫補助金		4,600	4,600
	合併特例債	376,250	424,080	47,830
	一般財源	19,810	22,320	2,510

《建築概要》

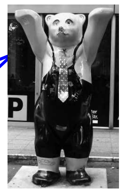
	庁舎棟	付属棟
構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・免震構造	鉄骨造・耐震構造
階数	地上 4 階	地上 1 階
建築面積	3,834m²	1,101m²
延床面積	9,729m²	1,052m²
建物構成	1F：窓口部門 （市民課・福祉部） 2F：一般執務室・市長室 3F：一般執務室・教育長 4F：議会部門	熱源機械室 防災倉庫 公用車車庫

東日本大震災の影響はとても大きい。消費税も支払い時点では税率が上がっているので予算措置を、という訳か。

■ドイツ・スタディツアー報告(Part 1)(7月8～17日、自主研修)

——脱原発･エネルギー問題／女性政策／政治教育を学ぶ——

ベルリン市内にはあちこちにカラフルな熊がいた!



特に脱原発、政治教育に大きな関心を抱いて市川房枝記念会企画のツアーに参加した。学んだことは多く、とても全ては伝えきれない。我が国とは民主主義の成熟度が違うと痛感した研修だった。

■ドイツの「脱原発」宣言 —“自然と人類に対して責任のとれない技術は選択しない”

「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」報告を経て連邦議会で承認

福島第1原発事故直後、連邦政府は直ちに標記の脱原発倫理委員会を設置(2011年4月4日～5月28日)し、2ヶ月間で結論を出すよう求めた。各分野の専門家(科学技術界･宗教界のリーダー、社会学者、政治学者、経済学者、実業界から選ばれた)17人からなる倫理委員会の一員であったベルリン自由大学のミランダ･A･シュラーズ教授(環境政策研究所所長)の話を伺った。

◆　◆　◆　◆

旧西ドイツでは東西冷戦時代から原子力反対、核兵器反対の市民運動が強かった。しかし、原子力発電所は作られた。チェルノブイリ原発事故後、シュレーダー政権(社民党･緑の党連立)下で初の脱原発決定、しかし、第2次メルケル政権(キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟･自由民主党連立)により稼働期間の延長(脱･脱原発)が決定されていた。**2011年3月、福島第1原発事故が日本のようなハイテク国家で生じたという事実はドイツにおける原子力発電に対するリスク認知を大きく替えた。**

この倫理委員会の目的は、原子力エネルギーを利用することによるリスクを改めて評価し直すことである。**「ドイツの安全な未来は、保全された環境、社会的な正義、健全な経済力という持続可能性の3つの柱の上に成り立っている」**という原理の元に、ドイツは原子力利用について倫理的であるのかを問い直し、いつ、どのようにしたらエネルギーを転換できるかを議論した。

公聴会などを経て、倫理委員会では**「自然と人類に対して責任のとれない技術は選択せず、10年以内に原子力エネルギーを、リスクのより少ない技術によって、エコロジー的、経済的、社会的に適合した仕方で代替できる」**と結論づけ、環境に優しく、国際的な競争力と国内の豊かな生活を保障する信頼できるエネルギーの供給のあり方について提案した。

エネルギー大転換の基本方針は①自然エネルギー、②エネルギーの効率的な利用、③節電であり、今後の課題として送電網整備、蓄電技術開発、スマートグリッドやコジェネレーション導入、買取制度見直し、自然エネルギー優遇策等が必要で、連邦政府と自治体、市民、企業との共同事業が不可欠であると提言した。

地球温暖化防止 CO_2 削減と脱原発が実現できれば、他国のモデルになる。ドイツでは2020年までに電力の35％を再生可能エネルギーで生産することを目標に掲げているが、これを上回ることも可能だ。既に100％再生可能エネルギーに転換した自治体は20、自然エネルギー会議への参加自治体は108。自然エネルギーを作ると資本はドイツ国内に落ち、地域経済を支える。

人口密度が高く、地震が多い日本は、先ず『脱原発』を決めることだ。



ミランダ･A･シュラーズ教授

アメリ生まれ。水戸一高･慶應義塾大学にも学び、日本の大学でも教鞭をとられた。流暢な、美しい日本語で話された。

《ドイツの脱原発へのあゆみ》

1970年代　核兵器反対運動
　　だが原子力発電は作られた
1980年代　緑の党結成
　1983　初の議席獲得
1986　チェルノブイリ原発事故
　　反原発市民運動
　　環境省(＝原子力安全省)設置
1998　電力市場自由化
2000　再生可能エネルギー優先法
　　脱原発方針決定
2002　原子力法改正(シュレーダー政権 2022までに脱原発)
2010　原子力法改正(メルケル政権、CO2削減目標達成のため原発稼働期間延長を決定)
2011　東日本大震災･福島第1原発事故
　3月　「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」設置
　5月　報告書「2021頃までに段階的な脱原発を実現させる勧告」
　6月　連邦議会で2022年までには原発から撤退し、再生可能エネルギーへ転換する工程表を決定
2012年5月　連邦政府と16州首相の脱原発「エネルギー･サミット」設置

(シュラーズ教授講義メモと永井潤子氏提供資料から作成)

原子力発電を倫理的視点で見直す「倫理委員会」は日本ではできないものか？シュラーズ教授はご著書(注)で次のように説明している。
「特定の政策や経済的選択に伴う倫理的次元の問題が、キリスト教会やNGOなど社会団体や政党、そしてメディアによって充分検討されなければならないということが、よく受け入れられている。これはおそらく、ドイツの文化を背景にしているもので、政策に充分な倫理的配慮を伴わなかったドイツの暗い過去の教訓から出発していると思われる。」(P8)、**「ドイツには原発問題に限らず、国が設置する倫理委員会の長い歴史があり、純粋に技術的な答申以上の、より深い道徳的、倫理的問題を検討するためのものだ。」**(P7)

(注)「ドイツ脱原発倫理委員会報告―社会共同によるエネルギーシフトの道すじ」安全なエネルギー供給に関する倫理委員会著、吉田文和、ミランダ･シュラーズ編訳(大月書店、2013年7月発行)

■ベルリン市民エネルギー（エネルギー協同組合）
―エネルギーを市民の手に―



「ベルリン市民エネルギー」創設者の一人、アーヴェン·コレルさんの話を聴いた。

現在、ベルリンの配電網はスウェーデンに本社を置く大手エネルギー供給会社ヴァッテンファル社が営業権をもっており、その契約は2014年12月末で切れる。

2015年からの営業権を買い取り運営する組織として協同組合「ベルリン市民エネルギー」を設立し、市民からの出資を募っている。目的は①配電網を市民の手に(電力の民主化)、②ベルリンに再生可能な自然エネルギーを、③持続的な収益を(利益は市民に還元)である。

5口500ﾕｰﾛ(65000円)以上の出資で会員になり、現在までに出資会員 1300人、550万ﾕｰﾛ(7億1500万円位)集めた。落札できれば、事業収益は出資会員に配分され、できなかったときには出資金は返金される。営業権の契約期間は15～20年。

これまでに、入札参加のため8社がベルリン州の審査を受け、2社が撤退し現在6社が残っている。「ベルリン市民エネルギー」は、州政府の希望を受けて営業権の51%はベルリン州、49%を「ベルリン市民エネルギー」でと提案している。また、現在のヴァッテルファル社職員を引き継ぐ方向で労働者と話し合いを進めており、外部からの技術·資本を受け技術的向上を目指す努力もしている。

既に100%再生可能エネルギーを供給しているシェーナウ電力供給会社の支援を得ており、緑の党党首、環境大臣も市民として参加している。

「会員として参加することは、共同決定権を持つことであり、市民の配電網への意識が変わる。そして、必ず利益をもたらす」とコレルさんは話した。最終決定は議会だが、ドイツ大手企業はじめオランダ、中国の企業との競争に勝てるよう、ドイツ全国に向けた広報活動や配電網サミット開催、政党やエネルギー担当の政治家と話合いを重ねている。

◆　◆　◆　◆

この協同組合は、最初若い女性2人からスタートした。その一人のコレルさんはとても若く、保育所に通う子どもがいる。会の運営は全てボランティアと寄附で賄っており、出資金は充当していない。私たちが訪れた事務所は、支援者の歯磨き会社経営者からの提供で、古い工場跡の一画だった。

2011年9月のベルリン州議会選挙を前に、2010年12月、ベルリンの電力供給を選挙争点にするため市民グループが集まり、配電網をファッテンファル社からベルリン市が引き継ぐ可能性を討議した。これらのグループが中心になって「ベルリーナ·エネルギーティッシュ」を組織し、パンフレット「ベルリンのための新しいエネルギー 配電網を市民の手に」を作成、市民に向けた討論会やワークショップを開催した。住民投票を求める署名活動も行った。

協同組合設立に至るまでにも大きな市民運動があった。

ベルリン市内の配電網3万5000Kmからは220万の電力受注者に供給されている。配電事業は必ず利益を生み、6～9%の純益があるとも言われている。配電網全体の買取価格は明らかにされていないが、およそ4億～30億ﾕｰﾛ。『現在は巨額な事業収益がスウェーデン企業の利益となって、その利益でファッテンファル社がさらに原発を推進するのを見逃せない』との思いもある。

（参考：“みどりの 1KWh"HP から）

■ベルリン·エネルギーエージェンシー社

エネルギーエージェンシーはエネルギーに関する啓発活動や情報提供、エネルギー供給システムの開発、太陽光発電パネル設置などの企業活動を目的に、連邦政府、各州、各地域に設立されている。

ベルリン州が1992年にPPP（Public-Private Partnership、官民連携）として設立したベルリン·エネルギーエージェンシーを訪問した。資本金は2億5600万ﾕｰﾛ、ベルリン州政府·ガス供給会社·電気供給会社·銀行グループが各25%ずつ出資し、ドイツ復興基金(連邦政府資金)の融資も受けている。



ダニエル·ヘッセ氏：国際関係プロジェクト·再生可能エネルギー·エネルギー効率担当

職員 57人の半数以上は女性である。省エネルギーとエネルギー効率向上を目指して**①カウンセリング**(100%公費)と**②エネルギーサービス**(投資·請負)、**③国際ノウハウ伝達**の事業を行っている。

カウンセリング部門：気候変動·再生可能エネルギー·省エネ·技術革新に関する情報提供や啓発活動、公共施設や企業の建物のエネルギー供給や省エネに関するコンサルタントや研究·開発

エネルギーサービス部門：建物内のエネルギー供給施設(主にコジェネレーション:熱電併給)の設置·維持管理、太陽光発電設置(投資)

国際ノウハウ伝達部門：外国、特に地方自治体へノウハウや技術を提供、サービス企業の紹介。

また、エネルギー供給会社(ESCO)間のネットワーク構築にも努めている。ESCOは熱源·電気の供給と同時に、効率性と省エネ性を検証し、消費者教育も行う事業者で300社近くある。

「欧州2020」：2020年までに省エネ20%、CO2削減20%、再生エネルギーの1次エネルギー比20%を達成するヨーロッパ共通の目標。
ドイツ政府目標：CO2削減目標値 2020年40%、2050年80～95%。全発電量に占める割合 再生可能エネルギー 35%(現25%)、コジェネレ―ション 25%(現15%)

■政治教育 市民が社会への責任を果たすために

連邦政府と各州に、それぞれが独立した組織として政治教育センターが設置されている。(ニーダーザクセン州のみは廃止されたが、その機能は教育省に残されている。)

政治教育の歴史は古く、かつてはプロパガンダ(＝思想・主義や教義の宣伝)であった。第2次世界大戦敗戦後は大量虐殺を行ったナチスの独裁を許してしまった深い反省のもとに、市民に対し中立な立場で民主主義の原則(多様な意見がある)を教え、政治的・社会的問題に批判的に取り組み、民主的で公正な判断により積極的に参加するよう動機づけ、またその能力を身につけさせることを目的としている。

■ベルリン州政治教育センター
—民主主義と社会参加を求めて—

職員9人で、市民を対象に、環境・歴史・経済・女性問題などあらゆる分野における政治教育を行う。州議会の10名による監査会が中立性・透明性をチェックする。

事業内容は、政治の問題を分かりやすく解説する講座開催、本の紹介、協力事業として共催者を得ての討論会開催(補助制度)等で、教師に情報提供したり学校に出向くこともある。

ドイツでの選挙権・被選挙権は18歳から与えられる。一つの情報しかない若者は洗脳されやすい。18歳になったときにどうしたらよいか、一人ひとりが民主的で公正な判断ができるよう、多様な意見があることを言い続けなくてはならない。

ドイツ語を理解しない外国人(移民20％)や障がい者の投票問題もある。障がい者たちへの「投票へ行こう!」キャンペーンとして、500人規模の討論会を実施した。

出版物は400点ほどある。重点テーマは中国・日本・ホロコースト・ヒロシマ・ドイツ歴史・イスラエルとパレスチナ・気候・地球変動。無償や実費で頒布している。

今年は重点テーマとして、ヒトラーの権力掌握80周年を迎えるので討論会を開催する。展示コーナーには関連する過去の出来事やドイツ基本法、元大統領ヴァイツゼッカーの言葉「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる」が展示されていた。ナチとネオナチに関するセミナーも開催し、120人ほどの参加があった。



ヨアヒム・メルフォート氏
展示コーナーは定期的に入れ替える

「日本の投票率が低いのは民主主義の危機では？ドイツでは低下傾向だが、60～70%は維持している。ナチスの独裁を許してしまった歴史的事実をしっかりと示し、市民の権利を行使しなかったことが、あのような結果を招いたと伝えている。安定した民主主義が続く限り、政治教育センターの意義がある」と案内のヨアヒム・メルフォート氏は語った。

リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーの演説

(ドイツ連邦共和国第6代大統領 1984～1994在任)

ドイツ降伏40周年に当たる1985年5月8日、連邦議会で行ったヴァイツゼッカー大統領の演説は格調高く、次の一節はよく知られている。

「ドイツ人の先人は容易ならざる遺産を残した。罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けなければならない。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされている。・・・

問題は過去を克服することではない。そのようなことができるわけはない。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはいかない。しかし**過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる。**非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのだ。」

(抜粋引用『荒れ野の40年』(ヴァイツゼッカー大統領演説 岩波書店ﾌﾞｯｸﾚｯﾄ)

「過去についての構え」である罪と「未来についての構え」である責任とを区別し、個人によって罪が異なるとしても共同で責任を果たしていくことを呼びかけた。ヴァイツゼッカーは5月8日の記念日を「ナチスの暴力支配による非人間的システムからの解放の日」と形容した。他にも**"自由民主主義体制において必要な時期に立ち上がるなら、後で独裁者に脅える必要は無い、つまり自由民主主義擁護には法と裁判所だけでは不足で市民的勇気も必要"**など名言は多い。大統領在任中に東西ドイツ統一(1990年10月)を迎えた。

(Wikipedia リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーから引用)

～ 市内至るところに忘却を警告するモニュメント～



電車駅前広場に設置された大きな円柱には、ナチスに殺された人の顔写真と経歴、どこでを示す地図が掲示されていた。そして「これは間違っている」と太い×印。あちこちの街角で見た。



"テロのトポグラフィー(地勢学)"かつて国家秘密警察(ゲシュタポ)・国家保安本部・監獄の建物があり、空爆で破壊された。遺構は記念館として整備され、地下監獄跡は野外展示場として、ナチス台頭の様子を当時の新聞や写真、地図で伝える。誰でも自由に見ることができる。上部は200m程残された『ベルリンの壁』



↑ **ドイツレジスタンス記念館**（軍司令部跡） 中庭建物は抵抗運動の展示場。中庭はヒットラー政権へのクーデター計画に失敗した将校達の処刑が行われた場所で、銃殺された将校達の写真、ブロンズ像と碑文「屈辱に甘んじることなく自由と正義と名誉のために命を犠牲にして抵抗し改心の合図を送った」がある。周囲は改修中だった。



← **虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための（ホロコースト）記念碑と情報センター**

19,000m2の広場には高さが様々な2,711基の石柱と地下に情報センター。2005年から公開。

ナチス政権下で迫害された同性愛者、殺害されたシンティとロマ（ジプシー）の人たちの慰霊碑もそれぞれ別に建立されている。

グリューネヴァルト駅17番線貨物用ホーム →

1941～45年、ベルリンのユダヤ人50,535人が市内高級住宅街にあるこの駅から強制収容所へ移送された。

ホームには183本の移送車毎の日付、人数、移送先を記した鉄板が敷き詰められている。右はその1枚「1942年1月25日 ユダヤ人1014人 ベルリンからリガへ」と書かれている。



当時、ドイツ国内には約50万人（人口の1%）のユダヤ人が、ドイツ人と同等の権利を得て馴染んで住んでいた。その2/3はナチスの迫害を逃れて海外へ脱出、残った 17 万人のうち1/3はベルリンに住んでいた。生き残れたのは僅か5,000人ほどの匿われていた人たち。





↑ **フンボルト大学法学部正面広場　地下焚書事件を示すモニュメント** →

ガラス越しに覗くと5万冊収蔵スペースに空っぽの書棚。碑文には「本を焼くことは人間を殺す最初の行いに過ぎず、最終的には人を殺す」



↑ **ダニ・カラヴァン作「ガラスの憲法」**

ガラス板にドイツ基本法（憲法）全文が記されている。議員会館の一つ、ヤコブ・カイザー・ハウスの歩道際に設置されている。

日本の『教育基本法（政治教育）』規定

第14条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

2項に過剰に縛られているのではないか？

《ドイツの近現代史概略》

1871年　プロイセン王国（ビスマルク宰相によるドイツ統一、首都ベルリン）
1918年　世界第1次大戦敗戦、社会民主党によるワイマール共和国成立（首都ベルリン）
1933年　ヒンデブルグ大統領がヒトラーに組閣要請。ヒトラーは合法的に政権につく。（首都はベルリン）
3月「全権委任法」成立（**ナチの疑似合法性**）、共産党禁止、社会民主党員弾圧、ユダヤ人迫害
1945年4月　ヒトラー自殺
5月　ドイツ降伏
7月　ポツダム協定（アメリカ・イギリス・ソ連、この結果、ドイツはベルリンも同様に米・英・仏・ソ連の4か国の統治下に）
1949年5月 ドイツ連邦共和国成立（旧西ドイツ、首都はボン）
10月 ソ連領にドイツ民主共和国成立（旧東ドイツ、首都 ベルリン）
1961年　ベルリンの壁設置（東ドイツ政権、人口流失を防ぐため）
1971年　ブラント連邦首相、ノーベル平和賞受賞
1989年 『ベルリンの壁』崩壊
1990年 ドイツ再統一（連邦首相:コール、大統領:ヴァイツゼッカー、首都はベルリン）

（永井潤子氏のオリエンテーション資料から）



↑ **ナチス総統府（官邸）跡**

1945年4月30日、ここの地下壕でヒトラーはエヴァ・ブラウンと結婚式を挙げた後自殺した。

現在は案内板のみの設置で、アパートの駐車場広場になっている。ネオナチの聖地となることを警戒して自殺場所は特定していない。

1920年代、第1次世界大戦戦勝国からの賠償請求への国民の不満、左右の政治的対立、インフレ、世界大恐慌による失業者増加など政情不安と厳しい国民生活を背景にナチス（ドイツ国家社会主義労働党）が台頭した。

ヒトラーは手続き上は民主的に選ばれ、全権委任法成立によりヒトラー独裁体制の法的根拠を容認した。

歴史的事実を認識し、多様な意見を知り自らを批判的に振り返り、公正な判断ができることを政治教育の目的とする。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】
6/15 ～ 7/5 議会報告 No31 編集･印刷作業
4 **自治基本条例検討委員会**
5 とちぎつばさの会下野支部
6 市川房枝記念会女性と政治センター「脱原発１日セミナー･ふくしまから学ぶこと、これからのｴﾈﾙｷﾞｰを考える」崎山比早子氏･井戸川克隆氏･小澤祥司氏･細川かをり氏（東京）
8 ～ 17 ドイツ･スタディツアー参加「脱原発･エネルギー問題/女性政策/政治教育を学ぶ」



9 ～ 11 日　ベルリン
・ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ（ﾍﾞﾙﾘﾝ在住ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾄ 永井潤子氏）
・緑の党女性政策担当 モニカ･ラツァール連邦議会議員
・ベルリン自由大学ミランダ･シュラーズ教授講義（安全なｴﾈﾙｷﾞｰ供給に関する倫理委員会委員）
・ベルリン州政務次官 ヘラ･ドゥンガー=ﾚｰﾊﾟｰ氏訪問
・市民団体「エネルギーを市民の手に」訪問
・ウェブサイト「みどりの１ KWh」執筆者達との交流
・ベルリン･エネルギーエージェンシー
・ベルリン州政治教育センター
12 日　バルニム郡エーバースヴァルデ
・エネルギー･マネジメント地域事務局（会社へ移行）
・エコの村ブロドヴィン
13 ～ 14 日　ポツダム･ドレスデン･マイセン観光
・ｸﾞﾘｭｰﾈｳﾞｧﾙﾄ駅 17 番線（ベルリン市内）見学（ユダヤ人を強制収容所に送り出した駅）
・ツェツィーリエンホーフ宮殿見学
15 日　ベルリン
・ベルリンレジスタンス記念館、ホロコースト記念館ブランデンブルグ門、チェックポイント･ﾁｬｰﾘｰ他見学
・女性起業支援ｾﾝﾀｰ
18 **自治基本条例検討委員会起草チーム**
19 **国民健康保険運営協議会**
20 エコライフ祭
22 とちぎつばさの会下野支部／やよい会例会
23 **県南6市議長会研修会**「今後の政治と経済、展望を読む」川村晃司氏（小山市）／**自治基本条例検討委員会起草チーム**
24 **国民健康保険運営協議会**
25 **自治基本条例検討委員会**
26 とちぎつばさの会下野支部（事業相談、宇都宮市）
28 道金林発掘調査説明会／ｽｸｰﾙ･ｿｰｼｬﾙﾜｰｸ研修講座 矢野勝明氏（宇都宮市）
29 議員研修「議会人が知っておきたい危機管理」大塚康男氏（宇都宮市）
31 **県市議会議長会研修会**「再生可能エネルギーによる地域活性化戦略」牛山 泉氏（足利市）

【8月】
2 **自治基本条例検討委員会起草チーム**／とちぎつばさの会下野支部
3 栃木県弁護士会公開学習会「立憲主義から見た日本国憲法」（宇都宮市）
4 議会報告会／ GT 祇園５丁目自治会防災勉強会{消防団の活動と自主防災組織」
6 **議会基本条例策定小委員会**
7 **議員全員協議会**
8 **石橋小屋内体育場改築安全祈願祭／自治基本条例検討委員会**（最終答申）
9 ブックベリーの会講演会「だから図書館巡りはやめられない」内藤安彦氏／市Ｖ連執行委員･理事合同会議
10 ～ 11 故義母百か日法要（小樽市）
15 ～ 16 帰省（日立市）
17 ～ 18　全国自治体議員行財政自主研究会「決算」菅原敏夫氏（東京）
19 **国民健康保険運営協議会**
20 地方自治を学ぶ会学習会「防災･避難施設へ太陽光発電設備導入を」谷 誠氏（日光市）
21 **議員全員協議会**
22 出会いふれあいサービスﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
24 かんぴょうﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ前夜祭{夢、元気、笑顔が未来を創る」野尻 博氏
31 図書館問題研究会栃木支部会員交流会（宇都宮市）

【9 月】
1 **キンボール大会開会式**（南河内体育センター）／消費者まつり（やよい会）
8/28 ～ 9/19　**市議会第3回定例会**
28･29･30･2･3･19 日　**本会議**
30 日　**村尾一般質問**
4,5 日　経済建設常任委員会傍聴
6,9 日　教育福祉常任委員会傍聴
10,11 日　**総務常任委員会**
19 日　**全員協議会**
7 吉田西ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ除草作業（自然に親しむ会）／脱原発講演会「再生可能エネルギー普及の現状と可能性」和田武氏（宇都宮市）
8 トウサワトラノオ保全地除草作業（自然に親しむ会）／地域の救急医療を考えるﾌｫｰﾗﾑ「地域医療を守ることは地域を守ること」冨原 均氏他
13 とちぎつばさの会下野支部
12 ～ 議会報告 No32 編集･印刷作業
14 教育相談研修／栃木九条の会学習会（宇都宮市）
17 やよい会例会
18 **敬老会**
20 災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ養成講座 矢野正広氏
21･22 自治体学会自治立志塾「大森 彌先生の自治体職員論を学ぼう」（東京）
24 髙藤直寿選手柔道世界大会優勝祝勝セレモニー
26 とちぎつばさの会下野支部･市民活動補助男女共同参画社会づくり事業ミニ懇談会「大人の部活動」
27 市Ｖ連執行委員･理事合同会議
28 **グリムの森ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ開会式**
29 ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｸ研修講座「子どもの精神医学と医療との連携」簗瀬順子氏（宇都宮市）
30 **総務常任委員会**

～あれこれ～　■ドイツ･スタディツアーは驚きと感動の連続だった。思い切って行って良かった!!　ドイツは自然と人を大事にしているし、民主主義を貫こうとしていると実感した。■帰国直後に、麻生副総理の「ワイマール憲法はいつの間にか変えられた」、安倍首相の「汚染水はコントロールされ、ブロックされている」発言。言葉の定義を変えてしまうような欺瞞に満ちた政治（家）。遣り切れない••